

環境省アクティブ・レンジャー（佐渡地区） 募集要項

1. 募集職種

アクティブ・レンジャー（自然保護官補佐）
（非常勤の国家公務員）

2. 募集人数、勤務地及び業務内容

佐渡地区において1名募集

（所属する事務所）

環境省関東地方環境事務所

（勤務する事務所、業務内容）

環境省佐渡自然保護官事務所

（野生復帰ステーション内）

〒952-0105 新潟県佐渡市新穂正明寺1277番

電話番号：0259-22-3372



野生トキの親子

◇主な業務

自然保護官を補佐し、主として次の業務を行います。

- 野生下のトキのモニタリング・データ整理、写真・映像の撮影及び編集
- トキ野生復帰事業に関する普及啓発活動及び資料作成
- 国指定小佐渡東部鳥獣保護区の巡視・周辺状況の把握
- 佐渡自然保護官事務所内の各種事務 など

※業務のために必要なスキル

- 普通自動車第一種免許（A T限定可）
- 基本的なパソコン操作(Microsoft Word, Excel, PowerPoint等)（※GISも操作できると望ましい）
- 鳥類のモニタリング技術

参考：関東地区アクティブ・レンジャー日記 <http://kanto.env.go.jp/blog/>



野生トキのモニタリング

3. 雇用条件

国家公務員法の適用を受ける非常勤の国家公務員としての採用・任用となります。労働契約とは異なります。

(1) 雇用期間

令和3年9月1日から令和4年3月31日まで

※前年度勤務実績が優良の場合、1年の任期が連続2回まで更新できる場合があります。

(2) 勤務日

月～金曜日。ただし、業務の都合により土曜、日曜、祝祭日及び年末年始も勤務の場合有り。業務の都合により、休日に勤務した場合には代休が与えられます。

(3) 勤務時間

午前8時30分～午後5時15分

(4) 給与関係

①給与は、別に定める規定により、日給月給（日額を月給で支給）となります。

②期末手当と勤勉手当（年2回）は別に定める給与の規定によります。

③通勤手当、扶養手当、住居手当、超過勤務手当を支給します。

※勤務地への赴任に要する旅費は支給しません。

④退職手当は、18日以上勤務した月が継続して6月を超えることとなったとき以降に退職する場合に支給します。

⑤健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入します。ただし、18日以上勤務した月が継続して12月を超えた場合であって、引き続き同一任命権者の下で勤務する場合は国家公務員共済組合に加入します。

※詳細は下記の【問い合わせ・申込先】へお問い合わせください。ハローワークでも閲覧が可能です。

4. 応募方法

次の(1)～(2)を下記の【問い合わせ・申込先】あてに郵送して下さい。

(1)履歴書（市販品又はパソコンで作成でも可）に必要事項を記入したもの 1部
（記入上の注意事項）

① 応募動機を記入して下さい。

※必要に応じて、職務経歴や自己PRを別紙（A4版2枚以内）で添付も可。

② 連絡先の住所、電話番号、メールアドレスを明記して下さい。

※メールアドレスについては、採用が決まるまでの間のwebメールなどでも可。無ければ「なし」でよい。）

(2) 次の①または②のどちらかを選択

① 小論文 1部

様式：A4版の400字詰原稿用紙に横書きで1,200字以内

（パソコン使用の場合は、A4（横書き）20字×20行に設定のうえ作成すること）

テーマ：「佐渡地区のアクティブ・レンジャーとして取り組みたいこと」

想定される業務内容及び自らの活動経験等を踏まえて、アクティブ・レンジャーとしてどのような活動に取り組みたいかについて、記述してください。

② 過去3年以内の自然環境に関わる活動実績の資料（様式自由）（A4版2枚以内）

5. 応募期間

令和3年6月7日（月）から令和3年7月21日（水）17時（必着）

6. 選考方法

(1) 一次選考（書類審査）

提出いただいた、履歴書及び小論文若しくは活動実績により書類審査を行います。

※一次選考結果については本人宛通知します。

※また、一次選考合格者には、面接の日時を電話にて連絡します。

※応募書類は返却いたしません。（責任廃棄）

(2) 二次選考（面接）

一次選考合格者に対し面接を行います。

日時：令和3年7月29日（木）（予定）

会場：関東地方環境事務所（さいたま市）

※web面接になる可能性があります

※最終選考結果については、本人宛通知します。

※なお、選考の経過及び結果についての問い合わせには応じられませんので、予めご了承ください。

(3) 以下に該当する方は、応募できませんので、ご了承下さい。

①日本の国籍を有しない者

②国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者

・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者

その他その執行を受けることがなくなるまでの者

・一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

③平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心身耗弱を原因とするもの以外）

【問い合わせ・申込先】

〒330-9720

埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館6階

関東地方環境事務所 「アクティブ・レンジャー公募係」宛

電話 048-600-0816

FAX 048-600-0521